

寒川文書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第8号

### 寒川文書館管理運営規則の一部を改正する規則

寒川文書館管理運営規則(平成18年寒川町規則第38号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中、「第6条」を「第5条」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

利用者は、資料を複写することができる。ただし、次に掲げる資料は、複写することができない。

- (1) 複写することが著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触する資料
- (2) 寄託の契約において複写が制限されている資料
- (3) 複写により損傷するおそれのある資料

第14条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第3号の規定にかかわらず、写真撮影によれば損傷するおそれのない資料であって、かつ、同項第1号及び第2号のいずれにも該当しないものに限り、利用者の写真機で撮影する方法により複写することができる。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。